

件 名	教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について
提案理由	教育局等の職員の勤務時間に関する規程について、別紙のとおり一部を改正したいので審議願います。
概 要	<p>1 現行訓令の内容 県教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）に勤務する職員の勤務時間について必要な事項を定めるもの。</p> <p>2 改正の内容 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合については、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、教育長が別に定めることとする。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

(総務課)

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合においては、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条から前条までの規定にかかわらず、教育長が別に定める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>教育局等の職員の勤務時間に関する規程</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>第二条の二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合には、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間については、第一条から前条までの規定にかかわらず、教育長が別に定める。</p> <p>第三条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>教育局等の職員の勤務時間に関する規程</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)及び平成三十年七月豪雨の被災者に対する支援等の業務並びに新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の対策に関する業務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間については、第一条から第二条までの規定にかかわらず、教育長が別に定める。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>別表 (略)</p>